

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業
支援金交付申請要領
＜トラック運送事業者＞

令和7年1月
交通政策課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局

電話番号：099-202-0950

FAX番号：099-202-0960

E-mail：jimukyoku@kago-nenryou.jp

受付時間：9:30～17:30

（うち12:00～13:00，土日祝を除く）

鹿児島県庁ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/nennryouyukoutousien.html>

※申請の際には、必ず事前に県のホームページをご確認ください。

I. 支援金の概要

1 趣旨

燃料油価格高騰により厳しい経営環境にあるトラック運送事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援金を交付します。

2 対象事業者

対象事業者は、次の(1)~(4)のすべてに該当するトラック運送事業者とします。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所があること。
(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。)
- (2) 公営企業でないこと。
- (3) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 一支援対象事業者に対する支援金の額

トラック運送事業者

次の要件を満たす車両1台につき、予算の範囲内で、12,000円を超えない額。
以下の基準日においてトラックとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているトラック車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。)

令和7年1月1日時点において登録されている車両 <令和7年1月~3月分>

- ・大型自動車：12,000円/台
- ・中型自動車：8,000円/台
- ・小型自動車：7,000円/台
- ・軽自動車：1,000円/台

※大型自動車は車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上、
中型自動車は車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満、
小型自動車は大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車とする。
ただし、被牽引車は除く。

4 不交付要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- (1) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (2) 前1号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして知事が認める者

5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。必ず、必要申請書類チェックリストをご確認の上、下記の申請書類とともに送付してください。なお、提出された書類は返却しません。

※提出書類は、原則A4サイズ、片面印刷でお願いします。

【申請書類一覧】

① 必要申請書類チェックリスト

② 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書
(別記第1号様式)

※前回までの申請書兼請求書の書式での提出は不可

③ 県税の未納がないことを証する納税証明書(各地域振興局・支庁で発行できます。)
※申請日以前3ヶ月以内の証明日付のものをご提出下さい。

(令和6年4月～12月分の支援金を申請された方は省略できます。)

④ 対象車両の自動車登録番号または車両番号を記した車両一覧表(別紙第2号様式)

⑤ 対象車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し(原寸大)

※車検証の有効期限が、令和7年1月1日以降であることをご確認ください。

有効期間の満了する日が令和6年12月31日以前の場合は、新しい自動車検査証を必ずご提出下さい。(令和4～5年度、または令和6年4月～12月分の支援金を申請し、引き続き有効期限内の対象車両を使用している場合は提出を省略できます) なお、自動車検査証・自動車検査証記録事項の写しは縮小せず、A4サイズ、片面印刷でご提出ください。

⑥ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し

個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(いずれも、表面と通帳を開いた1、2ページ目)

※ただし、令和4～5年度、または令和6年4月～12月に支援金を申請された方で口座変更がない場合は提出を省略できます。(変更がある場合は再度ご提出ください)

⑦ 事業の認可書、許可書又は認定証の写し

※ただし、令和4～5年度、または令和6年4月～12月に支援金を申請された方は提出を省略できます。(変更がある場合は再度ご提出ください)

【その他添付資料】

◎下記項目に該当する事業者は、変更になったことを証明する書類の写し（履歴事項全部証明書等）を提出してください。

- ・代表取締役や代表者が変更になった場合
- ・住所変更があった場合 等

Ⅱ. 交付申請方法

交付申請は、次のとおり申請できるものとします。

【受付期間】 **令和7年1月30日（木）～令和7年2月21日（金）** ※締切日消印有効

【申請方法】 郵送もしくはメールによる提出

※郵送の場合、簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、宛て先の誤りにご注意ください。

※持参による申請、ファックスによる申請は受け付けておりません。

【宛て先】

（郵送の場合）

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局 宛

支援金交付申請書在中

※**支援金交付申請書在中**とご記入ください。

※封書には、差出人の住所及び事業者名（氏名）を記載してください。

※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

（メールの場合）

jimukyoku@kago-nenryou.jp

※**件名には、貴社名 支援金交付申請（1-3月分）**とご記入ください。

※添付資料の容量によっては受信できない場合がありますので、メール送信後は必ず事務局へ確認のお電話をお願いいたします。

【申請に必要な書類の入手方法】

申請に必要な書類については、鹿児島県庁のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/nenryouyukoutousien.html>

Ⅲ. 交付の決定等

1 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知書を発送します。

補助金の給付後においても申請書に添付した書類については5年間保存し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 補助金の返還

本補助金交付決定後、次の(1)～(3)の事項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付済みの補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局は、燃料油価格高騰により厳しい経営環境にあるトラック運送事業者に対して、引き続き事業継続がなされるよう、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下、「規則」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(支援対象事業者及び交付額)

第2条 支援金の交付の対象事業者及び交付額は、別表1のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（以下、「支援金交付申請書等」という。）によるものとする。

2 規則第3条の規定により支援金交付申請書等に別表1に掲げる書類を添付する。

3 第1項の支援金交付申請書等の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(支援金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

(1) 支援対象事業者は、引き続き安定的な事業の継続に努めなければならない。

(2) 支援対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 支援対象事業者は、(2)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 規則第6条及び第14条の規定に基づき、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、支援金交付決定及び額の確定通知書（別記第2号様式）により、行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(支援事業の経理等)

第7条 支援対象事業者においては、支援金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 支援金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年1月29日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

別表 1 (第 2 条関係)

トラック運送事業者

<p>1 支援対象事業者</p>	<p>次の要件をすべて満たし、貨物自動車運送事業を行う者 (公営事業者を除く)</p> <p>(1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者</p>
<p>2 交付額</p>	<p>次の要件を満たす車両 1 台につき、予算の範囲内で、12,000 円を超えない額</p> <p>(1) 以下の基準日においてトラックとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているトラック車両又はこれに準ずる車両 (リース車両を含む。)</p> <p>令和7年1月1日時点において登録されている車両 <令和7年1月～3月分>※3カ月分の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大型自動車</u> : 12,000 円/台 ・ <u>中型自動車</u> : 8,000 円/台 ・ <u>小型自動車</u> : 7,000 円/台 ・ <u>軽自動車</u> : 1,000 円/台 <p>※大型自動車は車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上、中型自動車は車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満、小型自動車は大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車とする。ただし、被牽引車は除く。</p>
<p>3 申請書の 添付書類</p>	<p>(1) 県税の未納がないことを証する納税証明書 (2) 対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 (3) 対象車両の自動車検査証等の写し 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証の写し (4) 振込先口座の通帳 (写し) (5) 貨物自動車運送事業の認可書、許可書 (写し)</p>